

交 運 乙 達 第 1 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

関 係 所 属 長 殿

交 通 部 長

福井県警察運転免許業務嘱託員の設置及び運用要綱の制定について

福井県警察の会計年度任用職員に関する訓令（令和2年福井県警察本部訓令第17号）の制定に伴い、別添のとおり「福井県警察運転免許業務嘱託員の設置及び運用要綱」を制定し、令和2年4月1日から運用することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、運転免許業務嘱託員の設置及び運用に関する訓令の制定について（平成19年交運甲達第1号）は令和2年3月31日をもって廃止する。

別添

福井県警察運転免許業務嘱託員の設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、運転免許業務嘱託員の配置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

福井県警察本部交通部運転免許課に運転免許業務嘱託員を置く。

第3 身分

運転免許業務嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤とする。

第4 任期

運転免許業務嘱託員の任期は1会計年度とする。

第5 職務

運転免許業務嘱託員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- 1 運転免許の行政処分、講習指導、試験及び更新に関すること。
- 2 運転免許証の作成、再交付、記載事項変更等に関すること。
- 3 国外免許に関すること。
- 4 各項に掲げるもののほか、運転免許課長が必要と認めること。

第6 勤務時間

- 1 勤務日は、原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、運転免許課長が特に必要と認める場合には、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に勤務させることができる。
- 2 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で、休憩時間を除き1週間において29時間とする。
- 3 運転免許課長は、原則として毎月25日までに翌月の勤務計画表（別記様式）を策定し、運転免許業務嘱託員に勤務日を示すものとする。

第7 勤務場所

福井県警察本部交通部運転免許課春江本室、奥越分室又は丹南分室とする。

第8 その他

本要綱に定めのない事項については、運転免許課長が別に定めるものとする。

別記様式省略